### 肥銀インターネット照会サービスご利用規定

2021年11月15日 現在

### 第1条 サービスの概要

「肥銀インターネット照会サービス」(以下、「本サービス」といいます。)は、書面による事前の申込手続きなしに、インターネットに接続された当行所定のOSおよびブラウザを備えたパーソナルコンピューター等の端末(下記「3.使用できる端末」をご参照ください。これらを総称して以下、「端末」といいます。)から、お客さまご本人名義の口座について残高・取引明細照会および各種申込手続きなど当行所定の取引を行うことができるサービスです。

### 1. サービス内容

(1) 照会サービス

残高照会、取引明細照会、操作履歴照会、お取引結果確認など

(2) 申込サービス

肥銀インターネットバンキングサービスの利用申込、お客さま情報の変更申込など

### 2. ご利用いただける方

- (1) 本サービスのご利用は、個人のお客さまでキャッシュカード発行済みの口座をお持ちの方に 限ります。
- (2) お客さまは、本サービス規定のほか、お客さまの取引の安全確保のために当行が採用しているセキュリティ措置および第2条に定める本人確認情報の不正利用などによるリスクについて理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

### 3. 使用できる端末

当行所定のOSおよびブラウザを備えたパーソナルコンピュータ(スマートフォンやタブレット端末等のインターネットに接続可能な高機能携帯端末を含む)等

### 4. サービス利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用する時間帯は、サービスにより異なる場合があります。

### 5. 対象口座

- (1) 本サービスの利用対象口座は個別のサービスにより異なります。
- (2) 本サービスのご利用口座に当行が本サービスの取扱いを不適切と認める事象が発生した場合、 当行は本サービスの利用を停止することができるものとします。

#### 6. 利用手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、サービス利用手数料は無料です。
- (2) 当行は、このサービス利用手数料を事前に同意をいただくことなく変更する場合があります。この場合、当行ホームページ上に掲示する方法等により通知します。今後、本サービスに係る手数料を新設する場合は、ご登録いただいた口座から当行所定の日に所定の方法で自動的に引落します。この場合、各種預金規定に関わらず、預金通帳、カードおよび払戻請求書の提出は不要とします。

#### 第2条 本人確認

本サービスを利用する場合の本人の確認は、次の方法により行うものとします。

1. 利用口座情報およびログオンパスワード等の登録

本サービスの利用に先立ち、氏名、生年月日その他の当行所定の利用口座情報および当該口座のキャッシュカードの暗証番号を端末に入力し当行あて送信してください。

当行が送信された利用口座情報および当該口座のキャッシュカード暗証番号と当行に登録されている情報の一致を確認した後、引き続き本サービスにて使用するログオンパスワード、およびEメールアドレスを端末より登録してください。以後は、本サービスの利用の都度、当行所定の利用口座情報および登録いただいた本サービスにて使用するログオンパスワードを端末に入力し当行あて送信してください。

### 2. 本サービスにおける本人確認

当行は、当行が受信した利用口座情報およびログオンパスワードが当行に登録されている情報と一致した場合、お客さまからの正式な依頼であるものとみなし、本サービスの利用を認めるものとします。ご登録いただいたログオンパスワードはお客さまの責任において厳重に管理してください。

## 第3条 本サービスの停止

本サービスの利用時に使用するログオンパスワードを当行所定の回数を超えて連続して誤入力したときは、本サービスを停止いたします。この場合、お客さまは当行所定の手続きにより本サービスを再度ご利用いただけます。

## 第4条 本サービスの利用がない場合の取扱

当行所定の期間を超えて本サービスの利用がない場合、第2条1項にて登録された利用口座 情報、ログオンパスワードは削除できるものとします。

### 第5条 照会サービス

- 1. お客さまは、本サービスを利用して本サービスの利用口座として登録した普通預金(カードローンは除く)の残高照会、入出金明細照会を行うことができます。また、肥銀インターネットバンキングサービスおよび本サービスの操作履歴や、肥銀インターネットバンキングサービスのお取引結果確認を行うことができます。
- 2. 当行は、インターネット上で入力された利用口座情報およびログオンパスワードが当行に登録 されている情報と一致していることを確認した場合、当該確認結果をもって当該照会を受付け ます。
- 3. 各種照会において情報を返信後であっても、当該口座における取引について相当の事由がある場合には、お客さまへ通知することなく当該口座における取引を取消すことができることとします。

## 第6条 肥銀インターネットバンキングサービス利用申込

- 1. お客さまは、本サービスを利用して本サービスの利用口座として登録した普通預金口座を「代表口座」とする「肥銀インターネットバンキングサービス」の申込みを行うことができます。
- 2. 当行は、端末により送信された利用口座情報およびログオンパスワードが当行に登録されている情報と一致していることを確認した場合、当該確認結果をもって当該申込を受付けます。
- 3. 申込を受けた口座が、法令に定める本人確認手続きが未済であるなど当行所定の要件を満たさない場合は、本サービスによる「肥銀インターネットバンキングサービス」の申込が受付できない場合があります。

### 第7条 住宅ローン照会サービス

- 1. お客さまは、本サービスを利用して本サービスの利用口座として登録した普通預金口座を返済 用口座とする住宅ローンの残高照会を行うことができます。
- 2. 当行は、端末により送信された利用口座情報およびログオンパスワードが当行に登録されている情報と一致していることを確認した場合、当該確認結果をもって当該照会を受付けます。

### 第8条 お客さま情報

お客さまが申込時にお届けになった下記事項について、お客さまの端末により変更の手続き を行うことができます。

- 1. 本サービスにて使用するログオンパスワード
- 2. Eメールアドレス

#### 第9条 Eメール通知サービス

- 1. 当行は、登録いただいたEメールアドレスに宛てて、お客さまが当行所定の取引を行った場合 に取引結果通知を送信します。
- 2. 本サービスの取引画面上でお客さまに了解をいただいた場合に限り、登録いただいたEメール アドレスに宛てて商品・サービスやキャンペーン情報、アンケート、その他お客さまへのお知 らせ情報などを送信させていただきます。
- 3. お客さまが前項に定めるEメール送信の停止を希望される場合は、本サービスの取引画面より「キャンペーン情報の配信を希望しない」に変更できます。なお、この場合であっても、取引の安全確保のため本条1項に定める取引結果通知は引続き送信します。
- 4. お客さまは、登録したEメールアドレスを変更した場合、本サービスの取引画面よりすみやかに変更するものとします。変更のお届けがなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとして取扱います。変更のお届前に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

### 第10条 免責事項

- 1. 本サービスが利用できる端末は、第1条3項に限ります。お客さまが、当行がサポート対象としないハードウェアまたはソフトウェア環境において、また、セキュリティ確保のために設けた各種機能を利用することなく本サービスを使用した場合、これにより生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- 2. 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害等により、取扱いが遅延したり不能となった場合あるいは当行が送信した口座情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 3. 本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手続きを行ったうえで送信者をお客さま本人とみなし取扱いを行った場合は、当行は、端末の不正使用や本サービスにて使用するログオンパスワード等の偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については責任を負いません。

# 第11条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の定める肥銀インターネットバンキングサービス規定、預金規定、キャッシュカード規定をはじめとする各種規定により取扱います。

# 第12条 準拠法・裁判所管轄

この規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、このサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店または当行の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

# 第13条(約款の変更)

- 1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力 発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、 周知します。

3.	前二項による変更は、 るものとします。	公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用す
	350/2 U x y 。	以上